

新型コロナウイルス感染症に係る経営に関する支援制度のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様に対し、以下の支援を行っています。

大郷町新型コロナウイルス感染症事業継続支援交付金(第5期)

新型コロナウイルス感染症による影響で、売上高が20%以上減少した町内の中小企業者等を対象に、事業および雇用の持続を支援するために事業継続支援交付金を支給します。

対象

- ①町内で事業を営んでいる中小企業者、小規模事業者および個人事業者(農業者除く)。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が令和4年1月から同年6月までの6か月間の売上高と、平成31年1月から令和元年6月までの売上高又は令和2年1月から同年6月までの6か月間の売上高を比較して20%以上減少している者。(町内に複数事業所を経営する事業者は、合算した事業収入により、対象要件を備えた場合に対象にする。)
- ③引き続き事業を継続していく意思があること。

※第1期～第4期の支援交付金を受給した事業者も①～③にあてはまる場合は、交付対象。

支給額

1事業者あたり10万円

町ホームページ

申請期限

令和4年8月31日(水)



こちらから、対象事業者等の詳細の確認、申請書様式等をダウンロードいただけます。

必要書類

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②【法人】履歴事項全部証明書の写し
【個人】確定申告書の写し(令和3年度分)及び身分証明書の写し
- ③【法人】令和4年1月から同年6月までの売上台帳の写しと平成31年又は令和2年の法人事業概況説明書の写し(比較対象年の1月から6月売上の確認が出来るもの)
【個人】令和4年1月から同年6月までの売上台帳の写しと平成31年又は令和2年の所得税青色申告決算書(両面)の写し、又は売上台帳の写し
- ④振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し
- ⑤請求書(様式第3号)

※大郷町内の事業所所在地等が添付資料で確認出来ない場合、追加書類を求める場合があります。(納税証明書等)

問い合わせ・申請先

申請は、窓口へ直接お持ちいただくか、郵送で受付いたします。

大郷町農政商工課(窓口受付時間:平日8時30分～17時15分)

住所:大郷町粕川字西長崎5番地の8 電話:022-359-5503